

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	日比谷中田法律事務所 弁護士 太田香
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区内幸町2-2-2富国生命ビル22階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和元年10月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社フェイス
証券コード	4295
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証1部

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンパード・インベストメント・マネジメント・リミテッド(Tempered Investment Management LTD.)
住所又は本店所在地	カナダ国ブリティッシュコロンビア州北バンクーバー チャドウィックコート(Chadwick Court, North Vancouver, BC Canada) 220-145
事務上の連絡先及び担当者名	日比谷中田法律事務所 弁護士 太田香
電話番号	03-5532-3107

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.3
訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年10月1日
訂正箇所	委任状和文追加